

第 1 部 学校における危機管理体制の確立

1 危機管理の目的・プロセス

1 危機管理の目的

- (1) 子どもや教職員等の生命や心身等の安全を確保すること
- (2) 危険をいち早く発見して事件・事故の発生を未然に防ぐこと
- (3) 事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えること
- (4) 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること

(参考)「危機管理」とは

人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること（文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」平成18年3月）

2 危機管理のプロセス

危機管理には、次のプロセスがある。

(1) 危機の予知・予測

過去発生した自校や他校の事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努めること。

また、児童生徒や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努めること。

(2) 未然防止に向けた取組

日頃から、一人一人の児童生徒への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検等により、未然防止に向けた取組を行うこと。

また、児童生徒、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努めるとともに、保護者、地域の人々や関係機関等との連携により、防犯・防災体制の確立を図るなど、危機に至る前に解決する取組を行うこと。

(3) 危機発生時の対応

危機が発生した場合、適切な対応により、児童生徒、教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限度にとどめること。この対応が「緊急対応」である。

(4) 対応の評価と再発防止に向けた取組

緊急時の対応を事態収拾後に総括し、再発防止に向けた取組を実践していくこと。

また、未然防止の取組についても、定期的に評価し改善していくとともに、日々の教育活動の充実に努めること。

2 緊急対応マニュアルの整備

1 緊急対応マニュアル作成上の留意点

(1) 最悪のケースを想定すること

緊急性があり、保護者への対応や関係機関との連携等、組織的な対応が必要なケースを想定すること。

(2) 必要な対応、手順を明示すること

マニュアルは、文章で示したものやチャート図等、様々な形式が考えられる。どの形式であっても、緊急時の対応や手順、役割分担等の必要事項が明記されていること。

また、状況によって対応順序が変化したり、教職員の臨機応変な対応が求められたりするので、マニュアルが絶対的なものではないことを理解しておくこと。

(3) 関係機関等の連絡先を明示すること

生命にかかわる事件・事故等が発生した場合など、一刻を争う場合に備え、あらかじめ緊急連絡先一覧等を作成・掲示するなど、速やかに関係機関等に連絡できるようにしておくこと。

(4) 関係機関等から助言を得ること

学校の実情を踏まえながら、警察、消防、学校医等の専門的な立場からの助言を得てマニュアルを作成すること。

3 未然防止に向けた取組

1 危機管理意識の高揚

教職員が常に危機管理意識をもって行動することが危機管理の第一歩である。そのため、校内研修等を行い、マニュアルを全職員で定期的に見直したり、危機を想定したシミュレーションを実施したりする。このことにより、未然防止に必要な取組や緊急時に必要な対応の理解及び対応力の向上を図ることができるとともに、危機管理意識を高揚することができる。

また、管理職不在時に事件・事故等が発生した場合の対応の判断・指示、教育委員会への連絡等について、事前に教職員間で共通理解しておく。

2 緊急対応体制の確立

(1) 対策本部の設置

迅速・的確な緊急対応を行うためには、情報を集約・分析したり、対応方針を決定したりする機能をもつ中核的な組織（以下「対策本部」という）が必要となる。

対策本部は、主に、管理職、教務主任、学年主任、生徒指導主事等で構成することが一般的であるが、学校の実情に応じて、生徒指導委員会等の既存の組織を活用することも考えられる。

また、緊急時に対策本部をどのように編成するかについて事前に決定しておき、危機発生時に直ちにその組織が機能するようにしておくことが大切である。

(2) 対策本部の主な機能

- ・情報の整理・分析
- ・緊急対応方針及び対応策の検討・決定
- ・関係機関との連絡・調整
- ・情報・対応の文章化（記録） 等

3 児童生徒・保護者への教育

児童生徒の危機回避能力や防災対策能力を、発達段階に応じて指導するとともに、保護者に対しても、危機管理体制の周知や未然防止策について啓発を行うことが大切である。

4 保護者・地域社会との連携

(1) 日頃からの情報提供と意向の把握

授業参観や学校行事、各地域での懇談会等を通じ、学校の現状や指導方針の説明を行い、学校に対する理解・協力を求めるとともに、保護者や地域の人々の意向の把握に努める。

(2) 地域の協力者との連携

地域の民生委員・児童委員や保護司、学校評議員等と日頃から連絡を取り合うことにより、地域における児童生徒の状況を把握し、問題行動等の早期発見に努める。

(3) 安全確保の取組

地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があるが、一方で不審者の侵入を防止するなどの安全確保の取組も必要となる。

例えば、外来者を把握するための受付の設置、教職員・保護者による校内外の巡回、「子ども110番」の設置等の取組を充実する必要がある。

5 関係機関との連携

学校が支援を得られる機関についての情報を収集し、それぞれの機関の業務内容や特徴等を把握した上で連携を図る。学校から指導方針や現状を説明し、適宜助言を受けることなどを通して、日頃から相談できる関係をつくっておくことが大切である。

4 危機発生時の対応

1 緊急対応における要点

(1) 冷静な対応

マニュアルに示された手順・内容に従い、最優先とする対応は何かを意識しながら、冷静に対応する。

(2) 管理職のリーダーシップ

危機発生時、管理職は状況を判断し、全教職員に「緊急対応を行う」旨を明確に伝え、役割分担等についての的確な指示を行う。

また、教職員が報告・連絡を円滑に行えるよう、管理職は所在を常に明らかにしておく。

(3) 正確な情報収集及び情報の共有化

事件・事故等発生時には、周囲にいた児童生徒等から可能な限り正確に情報を聞き取ったり、その情報を対策本部において整理し要点を文章化したりするとともに、全教職員で情報の共有化を図る。

(4) 組織的な対応

対策本部での決定事項については、その構成員である教職員が速やかに他の教職員に指示・伝達し、学校全体で組織的に対応できる体制を構築する。

また、混乱した状況では、教職員の臨機応変な対応が必要となるが、個人の判断で対応することは極力避ける。やむを得ず個人の判断で対応した場合は、必ず事後に管理職に報告するなど、「報告・連絡・相談」の徹底を図る。

(5) 保護者・地域社会との連携

P T A役員や地域の関係者と協力して危機の解決に当たるとともに、児童生徒及び学校の教育活動を守る体制づくりを行う。

(6) 関係機関との連携

危機の拡大を最小限に抑えるとともに、今後の対応に関する助言や支援を得るため、教育委員会、消防、警察、保健所等の関係機関に連絡し、支援を要請することを原則とする。校長は正確な事実関係を把握し、最終的に要請の必要性を判断する。

(7) 通信手段の確保

保護者や報道機関等からの問い合わせ等が殺到し、学校の電話が使用できなくなった場合には、非常用の通信手段を確保する必要がある。

ファクシミリがその手段として有効であるが、例えば、教職員の所有する携帯電話番号

を、本人の同意を得た上で、連携を図る必要のある機関に伝え、非常用電話として利用することも考えられる。

(8) 記録の作成

次の事項について、時系列で詳細に記録し保存する必要がある。

- ① 事件・事故等の概要
発生日時、関係児童生徒名、事件の内容、被害の状況等
- ② 学校の連携及び対応状況
児童生徒、保護者、教職員、PTA等
- ③ 警察等関係機関との連絡状況
連絡日時、連絡内容等
- ④ 報道機関への対応
取材日時、報道機関名・連絡先、対応者、説明内容等

2 教育委員会との連携

(1) 教育委員会への支援要請

危機発生時には様々な対応が必要となり、学校だけで対応することには限界がある。学校だけで抱え込まず、教育委員会に助言を求めたり、職員の派遣を要請したりする。

(2) 教育委員会の支援

学校が危機に陥った際、教育委員会は、学校を直ちに支援しなければならない。職員を派遣することなどにより、学校と共に問題の早期解決を図る。

(3) 教育委員会の支援内容

学校への支援については、次のようなことが考えられる。

- ① 学校への指導・助言
学校は、対応の当事者として余裕がなく、必要な対応を見落とす可能性がある。状況を客観的に把握し、教育委員会のもつ経験・知識を生かした指導・助言により学校の対応を支援する。
- ② 関係機関等との連絡・調整
学校が、教育委員会や警察等の専門機関と円滑な連携を図ることができるように、学校と協同体制を確立し、連絡・調整を行う。
- ③ 専門家の派遣等
事件・事故等発生後、児童生徒の心のケア等が必要となる場合がある。教育委員会職員の派遣だけでなく、臨床心理士等の専門家の派遣等を検討する。
- ④ 教育再開に向けた対応
事件・事故等が収拾した後、学校の安全・安心の確保、施設設備の復旧等、関係機関等と連携し、速やかに教育活動を再開することができるよう対応する。

3 緊急保護者会の開催

(1) 開催の判断

緊急保護者会の開催については、管理職は教育委員会やPTA役員等と連携を図り、次のような点を考慮の上で判断することが必要である。

〔判断基準〕

- ・事件・事故等が当事者だけでなく、他の児童生徒及び保護者に与える影響が大きいこと。
- ・児童生徒及び保護者に、不安感や学校に対する不信感が高まっている、または高まる可能性があること。

(2) 目的

緊急保護者会は、次のようなことを目的に実施する。

- ・事件・事故等についての正確な事実や対応の概要を説明することで、噂の流布等による混乱を避けること。
- ・学校運営の正常化を図るため、対応方針を説明し、保護者や地域の人々の協力を求めること。
- ・学校の対応方針等に対する保護者の要望や考えを聞くこと。

(3) 実施上の留意点

① 説明内容の十分な準備

学校が収集した情報について、事実と確認した情報とそうでない情報の整理や、事件・事故の背景等を分析し、説明内容について十分準備しておく。

② 個人情報への配慮

事件・事故等に関わる児童生徒の人権やプライバシーについて、最大限の配慮を行う。

③ 教職員の共通理解

管理職は、教職員に緊急保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応方針等について説明し、共通理解を図っておく。

④ 誠意ある対応

緊急保護者会において、様々な意見や要望が出されることが考えられる。それらをきちんと受け止めた上で、誠意をもって対応する。

⑤ 教育委員会・PTA役員との連携

開催目的・内容等について、教育委員会やPTA役員と事前に協議する。必要な場合は、教育委員会に助言や職員の緊急保護者会への同席等を依頼する。

4 報道機関への対応

(1) 対応の基本的姿勢

報道機関への対応については、次の姿勢で対応する。

① 情報の公開

個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故等についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないかなどの誤解が生じないようにする。

また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合、その旨を説明し、理解を求める。

② 誠意ある対応

報道を通じて、事件・事故等の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明できる。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるよう、誠意をもって対応する。

③ 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

(2) 対応のポイント

① 窓口の一本化

取材要請があった場合の対応は、校長、副校長または教頭が窓口となり、一本化する。誰が窓口となるかについては、あらかじめ協議しておく。

② 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、児童生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関する依頼を文書等により行う。

〔依頼内容（例）〕

- ・校内の立ち入りに関して
- ・取材場所、時間に関して

・児童生徒や教職員への取材に関して 等

③ **報道機関名、記者名、連絡先等の確認**

取材要請があった場合、後に連絡が必要となることがあるので、必ず報道機関名、記者名、連絡先等を確認しておく。

④ **取材意図の確認及び準備**

あらかじめ取材意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成することなどにより、的確な回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。

⑤ **明確な回答**

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるようなあいまいな返答はしない。

また、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。

⑥ **教育委員会と関係機関との連携**

記者会見を開く際の留意事項等について助言を得るなど、教育委員会に支援を要請する。

また、社会的に影響が大きい事件・事故等においては、消防・警察・保健所等、複数の機関が関与するため、報道対応の際には、関係機関相互に情報を確認し合うなどし、齟齬が生じないようにする。

⑦ **記者会見の設定**

取材要請が多い場合は、教育委員会と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。

その際、会見場所、時間等については、学校運営が混乱しないよう考慮した上で決定する。

取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考えられる。

5 対応の評価と再発防止に向けた取組

1 対応の分析・評価

事件・事故等の收拾後、教職員の問題意識が高いうちに、危機発生時に行った対応について、作成した記録等から原因や対応を分析・評価し、問題点及び改善点等を抽出する。

2 再発防止に向けた取組

分析・評価等によって得た、問題点、改善点等に基づき、再発防止策を検討する。その際、学校評議委員会や有識者等の意見を聞く機会を設ける。

とりまとめられた再発防止策に基づき、各校における危機管理マニュアルを修正するとともに、定期的に改善を図っていく。

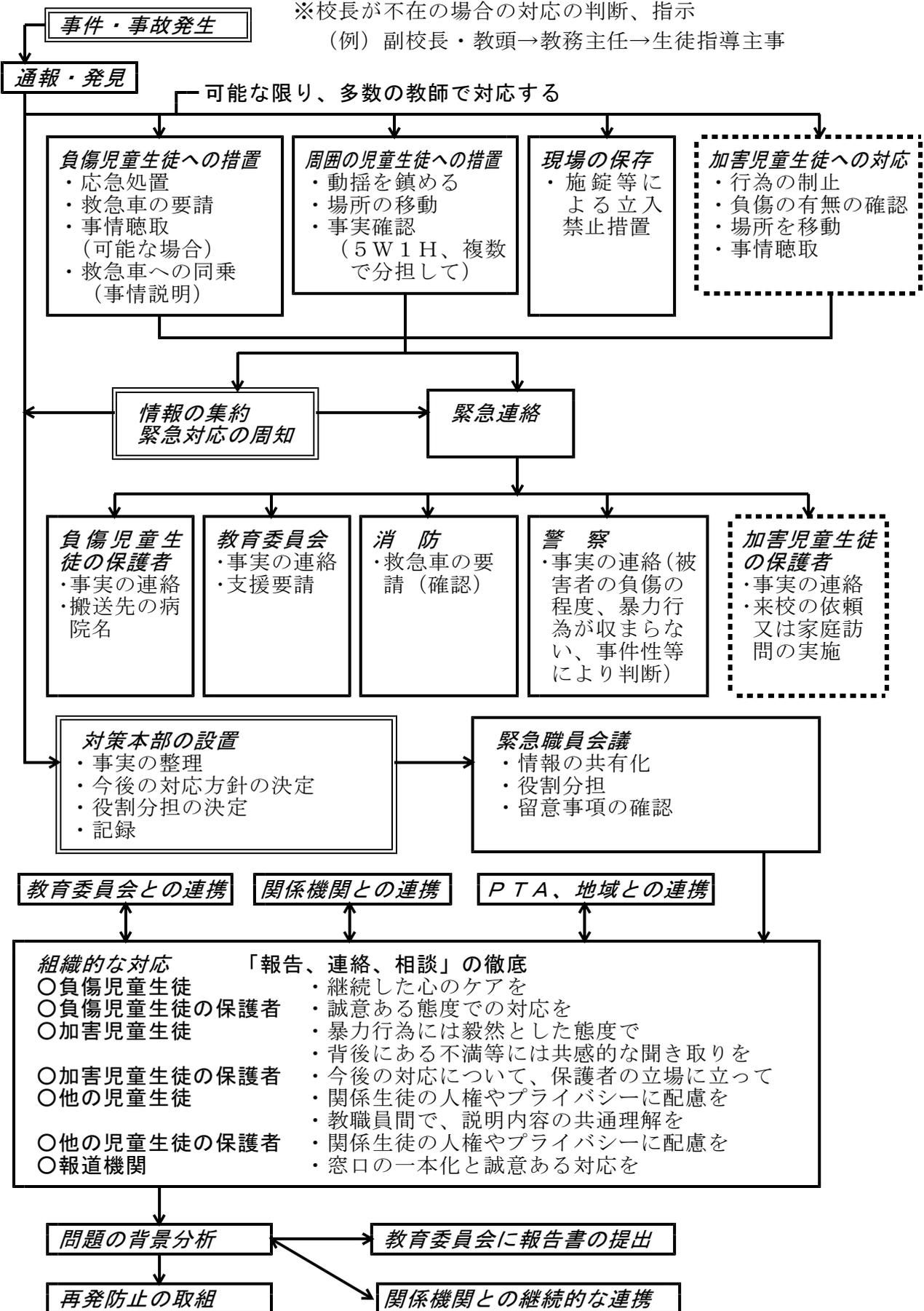
3 関係機関との連携

関係機関には危機を脱した後も、今後の対応についての助言を得たり、直接、児童生徒の支援に当たってもらったりするなど、継続的な連携を図る。また、連携した機関から、学校の緊急対応についての評価を得て、その改善を図ることも大切である。

●事件・事故発生時の緊急対応マニュアル (例)

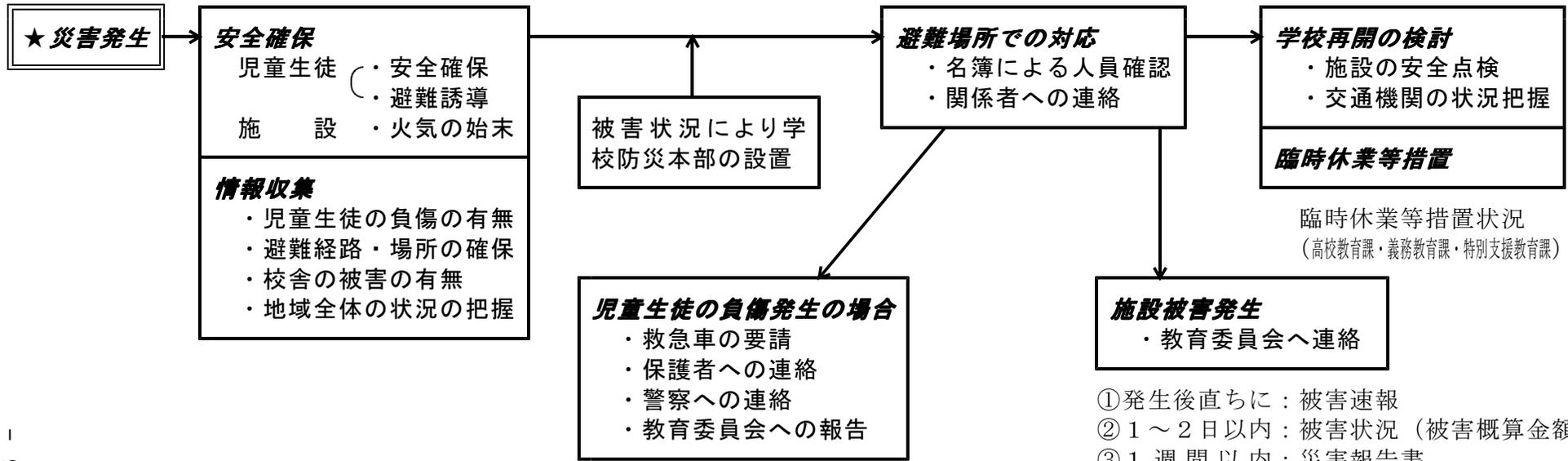
※校長が不在の場合の対応の判断、指示

(例) 副校長・教頭→教務主任→生徒指導主事



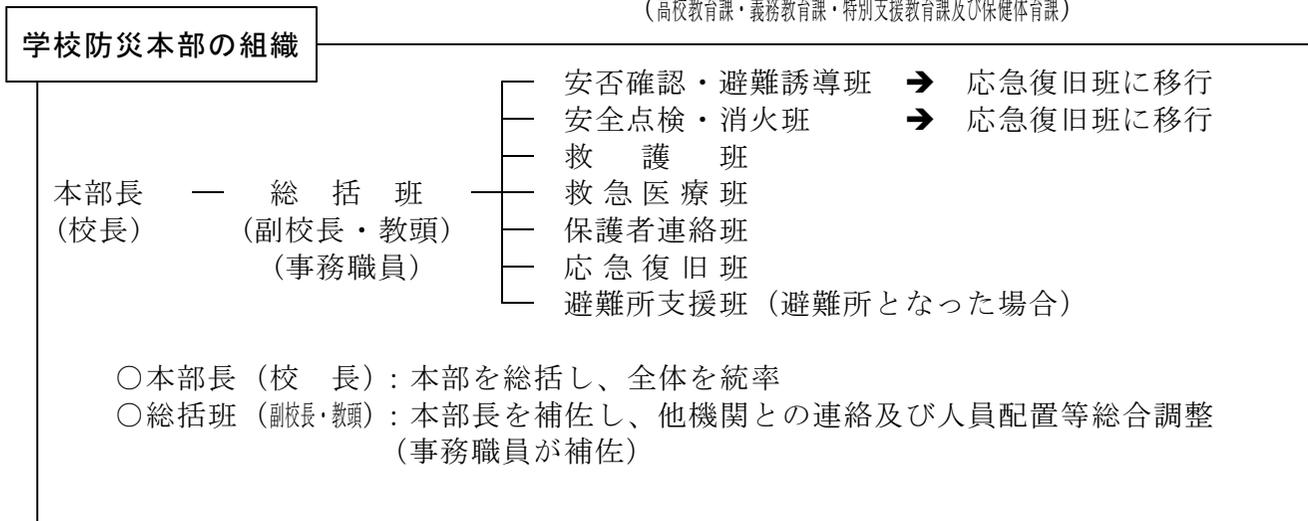
●災害発生時の緊急対応マニュアル（例）

※管理職が不在の場合の対応の判断、指示
 (例) 副校長・教頭→教務主任→生徒指導主事



- ①発生後直ちに：被害速報
- ②1～2日以内：被害状況（被害概算金額）
- ③1週間以内：災害報告書（財務課）

被害の状況・程度、対応状況
 (高校教育課・義務教育課・特別支援教育課及び保健体育課)



- 本部長（校長）：本部を総括し、全体を統率
- 総括班（副校長・教頭）：本部長を補佐し、他機関との連絡及び人員配置等総合調整（事務職員が補佐）

- ※教職員関係被害……高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
- ※学校給食関係被害…保健体育課
- ※教科書関係被害……高校教育課
義務教育課
特別支援教育課

緊急連絡先一覧（例）

- 連絡の要点
- ① 学校名 〇〇市立〇〇中学校
 - ② 学校住所 〇〇市〇〇 〇〇番地
 - ③ 電話番号 086-〇〇〇-〇〇〇〇
 - ④ 連絡者氏名
 - ⑤ 概要の説明 （簡潔に）

※ 連絡先の機関によって、①～⑤の連絡内容は異なる。

機 関 名	電 話 番 号
〇〇消防署（緊急 119）	086-〇〇〇-〇〇〇〇
校医 〇〇医院（内科）	086-〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇警察署（緊急 110）	086-〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市教育委員会	086-〇〇〇-〇〇〇〇
病院 〇〇病院	086-〇〇〇-〇〇〇〇
薬剤師 〇〇 〇〇	086-〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇保健所	086-〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇補導センター	086-〇〇〇-〇〇〇〇

氏 名	電 話 番 号
校長 〇〇 〇〇	086-〇〇〇-〇〇〇〇（自宅） 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇（携帯）
教頭 〇〇 〇〇	086-〇〇〇-〇〇〇〇（自宅） 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇（携帯）
P T A 会長 〇〇 〇〇	086-〇〇〇-〇〇〇〇（自宅） 086-〇〇〇-〇〇〇〇（勤務先）

資料 4

緊急記者会見の手順

1 記者会見の日時・場所等の決定

教育委員会と相談して日時・場所等を決定するが、開催時間・場所については、次の点に留意する。

- ① 児童生徒への影響、学校運営の混乱回避を考慮した時間帯を設定する。なお、児童生徒が校内にいる時間帯は、校外で開催するのが望ましい。
- ② 複数社のテレビカメラが入ることなどを想定して、適切な広さの会場を設定する。また、報道関係者の車両などで近隣住民の迷惑にならないよう、駐車場についても配慮する。

2 報道機関への記者会見開催連絡

県立学校については、県教育委員会を通じて報道機関へ記者発表の連絡を行う。市町村立学校については、各市町村教育委員会の指示により地元の報道記者クラブへ連絡を行う。なお、特定の報道機関のみに事前連絡を行わないこと。

3 事前準備

(1) 当日説明資料・想定問答の作成

説明資料の冒頭には、日付の他に問い合わせ先（所属名、担当者名〈複数名としふりがなを振ること〉、電話番号）を明記し、内容については、5W1H（誰が、いつ、どこで、何を、なぜ、どのように）に加え、発生時から現在に至るまでの経過や今後の対策、見解、配慮事項等を簡潔にまとめて記載する。また、説明資料については、事前に教育委員会や関係機関へ確認を行うなど情報を共有し、混乱が生じないようにする。想定問答については、できるだけ当日までに頭に入れておき、記者会見の場では読み上げないようにする。

(2) 役割分担（人員配置）の決定

《役割分担の一例》

校長：説明

教頭：司会

教務主任：記録・録音

生徒指導主任：説明補助（説明者等へのメモ渡しなど）

事務職員：受付、資料配付（報道機関名、記者名を記入してもらう。または、名刺をもらう。）

※場合によっては、教育委員会の関係者の同席を依頼する。

(3) 会場のレイアウト等の決定

記者会見を学校で行う場合、記者が勝手に教室等へ立ち入らないように、記者会見

開催連絡の際に校地内への立ち入り可能場所を示したり、校内に「立入禁止」の掲示をしておく。会見場では、記者席とカメラ席、説明者席を区分しておく。

このほか、長期化しそうな事案の場合には、教育委員会と相談しながら、あらかじめ定期的な記者会見の実施についても検討しておき、記者会見の時に今後の予定についてもお知らせできるようにしておく。

4 記者会見当日

(1) 開会時間

記者会見は、予定した時間より早めに開始しないこと。また、顔見知りの記者がいたとしても、事前に発表内容を漏らさないこと。

(2) 進行次第（例）

① 開会

開会あいさつは不要。記者会見の標題と説明者を述べる。

② 概要説明

長々と説明するのではなく、説明資料を基にポイントを押さえて説明する。なお、謝罪する場合は、冒頭に行く。

③ 質疑

記者の質問は冷静に聴き取り、聞かれたことについてのみ個人情報に配慮しながら、事実に基づいて簡潔に回答する。なお、想定問答は読み上げない。

把握していないことや、確認できていない情報に基づく質問については、慎重に対応し、事実を確認した後に回答するなど、即答を避ける。

④ 閉会

記者の質問が続く中、一方的に閉会しない。案件への対応などのために閉会しなければならない場合は、あらかじめその旨をお知らせし、理解を得ておく。

5 記者会見終了後の対応

会見終了後は速やかに会場を立ち去るのが良いが、ぶら下がり*取材にあった場合は、報道機関によって話す内容を変えない。

※ぶら下がりとは、会見場やホテルなどを使う通常の記者会見とは異なり、記者が取材対象者を取り囲んで行う取材形式のこと。

学校における避難訓練

災害発生時における安全確保のための基本的な行動習慣の確立とともに、多種多様な災害発生状況を想定した訓練の実施が望まれる。地域や学校の実態に応じて、訓練の時期、災害の種類、対象、実施回数、方法等について計画を立て、年間を通じて意図的、計画的に実施することが必要である。

1 避難訓練実施上の留意点

- ア あらゆる場面を想定して行うことが必要である。特に学校の立地条件を考慮に入れることは重要である。
- イ 訓練が形式的に済まされることのないように、地域の消防署等との連携を図って緊迫感や臨場感を持たせたり、あらゆる可能性を想定して教職員や児童生徒等の負傷や学級担任不在の場合などにおける対応なども含めたりして、実践的に訓練を行う工夫も望まれる。
- ウ 訓練を一層効果的にしていくために、人員把握、安全確認や指示の方法、避難に必要な時間、避難場所、避難経路の選定、児童等の避難行動時の状況等について専門家の協力を得て適切に評価を行い、その後の訓練に生かすことが必要である。

2 避難訓練の工夫やポイント

訓練	内容等
予告なしの訓練	訓練実施日は予告しておくが、想定災害の発生時刻は児童生徒はもとより、教職員にも伏せておく。その際、訓練は学校の危機管理マニュアルに則って実施することとし、改めて訓練実施の打合せ資料を配付しない。また、あらかじめ行方不明となる児童生徒を配置しておいて、安否確認（点呼・人数確認）が正確にできるかを訓練する方法もある。
臨場感のある場を設定した訓練	廊下等に落下物や転倒物に見立てたダンボール等を置き、危険を避けて避難経路を選択できるか訓練したり、屋内消火栓、脱出用シューター、消火器、担架等の防災用具を活用した訓練をしたりする。また、停電で放送設備が使用できない場合を想定した訓練を実施すること考えられる。
緊急地震速報に対応する訓練	緊急地震速報の音源を利用し、直後にやってくる大きな揺れに対して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練を行う。その際、担任や授業者の指示下にいない場合（休み時間や清掃時間など）も想定した訓練も必要である。
津波に対する避難訓練	津波の危険性がわずかでも考えられる学校では、避難場所を特定して訓練を行うことが必要である。津波災害から避難するためには、津波が到達する前に、津波より高い場所に移動しなければならない。一刻も早く避難するための手立てについて考えておくことが大切である。学校付近の高台、津波避難ビルまでの避難が完了するまでの時間を測定し、津波の予想到達時間と照らし合わせ、適切かどうか判断しておくことも必要である。また、学校付近に適切な場所がない場合には、学校の設置者とその対策について協議し、対応策を決めておくことが

	<p>求められる。さらに、東日本大震災では、津波の危険を察知した中学生が自らの判断で高台に避難して危険を回避した例があったことから、教師の指示を受けなくても、自らが危険を判断し、避難行動をとるための態度をはぐくむ指導も求められる。</p>
<p>学校が避難所になることを想定した防災訓練</p>	<p>学校は予期される災害に応じて、避難者を学校施設内へスムーズに誘導する訓練を行うことが必要である。訓練に当たっては、避難者を受け入れる場所、土足禁止エリアなど学校施設使用上のルール等を定めておき、教職員間で共有しておく。また、避難者に、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人、ペットを連れた人等を想定することも重要である。なお、避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するが、状況によっては、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う場合も考えられる。各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、避難者名簿づくりや水・食料の確保等、教職員が協力できる内容について関係機関と予め調整しておくことが求められる。</p>
<p>火災に対する避難訓練</p>	<p>消防署への通報、避難誘導、初期消火、非常時持ち出し品の搬出等、同時に行わなければならない対応が考えられ、児童生徒等の避難訓練と併せ、教職員の訓練も必要である。避難時には、出火場所や風向き、校舎の構造などにより、安全な避難経路を素早く判断することが求められる。また、地震による危険物への考慮など、単に火災の避難訓練として行うだけでなく、地震後の発生も想定し、避難経路や集合場所について検討しておくことが必要である。</p>
<p>不審者侵入に対する避難訓練</p>	<p>不審者の発見・通報、校内の情報伝達、児童生徒等の避難誘導や所在・安全の確認方法等について点検を行うことが重要である。また、訓練は様々な場面を想定して実施することが必要であるが、一度に多くの場面を設定するのではなく、訓練を繰り返し、より困難な場面を想定した訓練になるように計画する必要がある。特に警察等の助言を受けることにより、専門的な視点から訓練の評価・見直しが可能になる。また、緊急事態が発生した場合、他の教職員や職員室等へ速やかに知らせるために、防犯ブザーやホイッスル等を常時携帯しておくことも求められる。</p>
<p>保護者への引き渡し訓練</p>	<p>児童生徒等が在校中に災害等が発生、その後下校措置として、安全が確保された場合、保護者への引き渡しや集団下校が行われることになる。保護者への引き渡し方法を確立し、実際に保護者とともに訓練をしたり、下校経路での危険を想定し、より安全な経路を通る訓練なども考えられる。</p>

※地震災害を想定した訓練については、被災地派遣職員からの情報をもとに記載している。

3 参考資料

- ・学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（文部科学省 平成25年3月）
- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省 平成24年3月）
- ・緊急地震速報を活用した学習・避難訓練指導例（県教育庁保健体育課 平成25年5月）